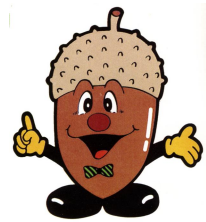


※工事着工時に建築基準の現地確認を行いますので
必ず役場企画政策課まで外壁の後退距離に係る届
出書を提出下さい。

花園プラムタウン

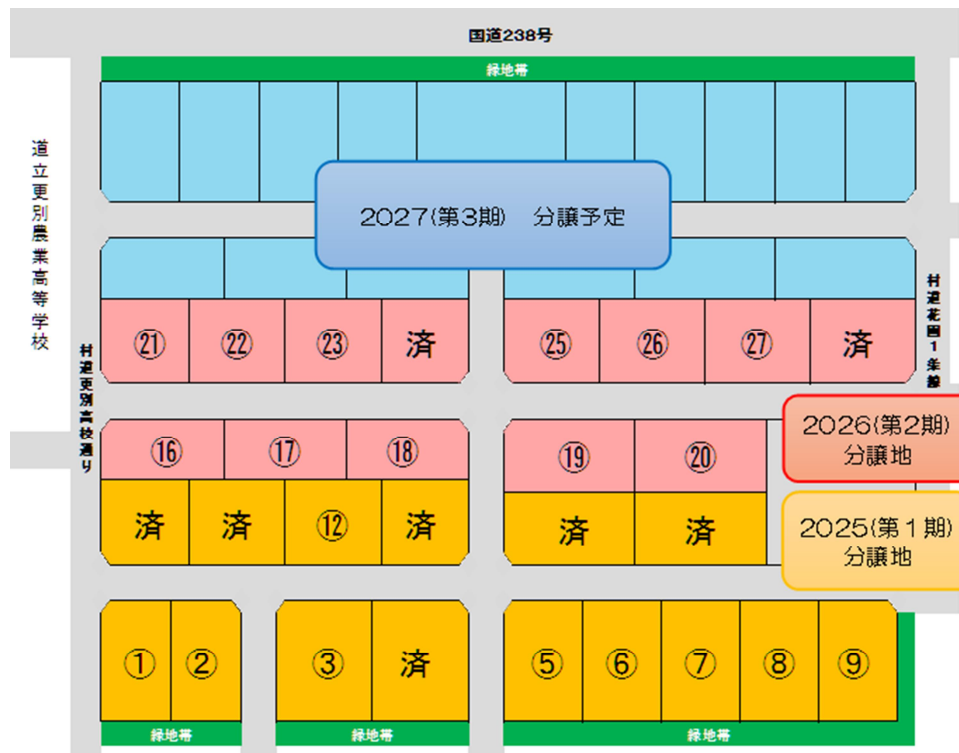
分譲のご案内



更 別 村

1. 位 置

花園プラムタウンは、十勝の母都市である帯広市と広尾町を結ぶ国道236号線に面しており、帯広市からは車で約40分、とち帯広空港まで車で約15分、高規格幹線道路が整備されたことから札幌市へも車で約3時間30分と利便性は高くなりました。更別市街地中心部からは徒歩で5分程度の場所に位置し、徒歩10分圏内には小学校、幼稚園、保育所、運動広場、農村公園、役場、商店街などがあります。



2. 宅地の概要

水 道	村の簡易水道により給水します。
下 水 道	村の公共下水道を使用させていただきます。排水管の宅地への引き込みは、譲受人の負担で行っていただきます。
ガ ス	プロパンガス
電 話 ・ 通 信	光回線エリア

3. 申込資格・分譲条件

別添『花園プラムタウン分譲の条件』のとおり

4. 分譲価格

別添『花園プラムタウン分譲地価格表』のとおり

詳しい内容は、更別村役場企画政策課

電話 0155-52-2114 までお問い合わせください。

花園プラムタウン分譲の条件

1. 申込者の資格

申込資格は、次の要件をいずれも満たしている方に限ります。

- 1) 自己又は1親等の親族が居住する住宅を建築するため、土地を必要としていること。
- 2) 所有権移転の日から、7年以内に『11. 建築できる建物』で定めるとおり住宅を建築完了することができること。
- 3) 売買代金を確実に支払うことができること。

2. 申込の制限

- 1) 申込は、一申込者一区画とします。
- 2) 申込者、契約者（譲受人）、権利者（実際に登記する方）は同一人（共同所有の場合は、共同者全員）とします。

3. 土地譲渡契約の締結

- 1) 土地の申込人と村は、『土地譲渡契約書』により締結します。
- 2) 土地譲渡契約に必要な収入印紙代は、申込人の負担とします。
- 3) 申込人が特別の事情がない限り、申込から3ヶ月以内に土地譲渡契約を締結すること。期限までに契約できなかった場合は、申込の受付を取り消します。
- 4) 土地譲渡契約の締結に際して申込人が持参するものは次のとおりです。
 - ① 印鑑登録されている印鑑
 - ② 印鑑登録証明書1通
 - ③ 1,000円分の収入印紙1枚
 - ④ 住民票謄本（家族全員のもの）1通

4. 土地代金の支払方法

土地代金は、土地譲渡契約締結時に全額一括納入とする。

ただし、分割の場合は下記の納入方法とします。

回数	時期	納入額
第1回	土地譲渡契約締結のとき	土地代金の20%以上
第2回	土地譲渡契約締結後12ヶ月以内	残金全額

なお、第2回目の支払いの額に対して、第1回支払日の翌日から第2回支払日までの日数に応じて、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（※）を乗じた額（1円未満切り捨て。）を加算します。加算額については、第2回目の支払時に土地代金とあわせて納入していただきます。

※R8.4.1～3. 0%

5. 土地の所有権移転

- 1) 土地代金の支払（分割の場合は2回目）が完了したときに所有権が移転するものとし、所有権移転登記を行います。
- 2) 所有権移転登記の費用は、譲受人の負担とします。

6. 権利処分の制限

土地譲渡契約締結後、所有権移転の日から起算して7年を経過する日までは、この契約に基づく一切の権利及び債権・債務を相続その他村長が認める事由によるほかは、第三者に譲渡することはできません。

7. 買戻特約登記

- 1) 所有権移転の日から7年間の買戻権を設定します。
- 2) 買戻特約登記の費用は、村が負担します。
- 3) 所有権移転の日において、住宅を建築することが確実であると認められる場合は買戻特約登記を免除します。

8. 買戻特約期間中の抹消登記

住宅を建築することが確実になったときは、申し出により買戻特約の登記を抹消します。抹消登記の費用は、譲受人の負担とします。

9. 契約の解除及び土地の買戻

次のいずれかに該当するときは、契約を解除します。所有権移転後の場合は、土地の買戻を行います。いずれの場合も、譲受人は土地を契約時の状態に戻し村に返還していただきます。

- ① 資格を偽り不正な方法で土地を譲受けたとき。
- ② 土地譲渡契約に違反したとき。
- ③ 譲渡人から契約解除の申出があったとき。

1) 契約を解除した場合の取扱い

契約を解除した場合は、譲受人が村に支払った土地代金を返却します。ただし、返却金に利息はつけません。なお、契約解除の手数料として、土地譲渡契約書に定める土地代金の5%を返却する土地代金から差し引きます。

2) 買戻をする場合の取扱い

買戻をする場合は、譲受人が村に支払った土地代金を返却します。ただし、返却金に利息はつけません。なお、買戻の手数料として土地譲渡契約書に定める土地代金の5%を返却する土地代金から差し引きます。

10. 損失補償

契約を解除し又は買戻をしたことによって、譲受人が損失を受けることがあっても損失補償は致しません。。

11. 建築できる建物

宅地に建築する建物の規模及び用途は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に定めるもののほか、次の全てを満たす必要があります。。

- 1) 自己又は1親等の親族が居住する専用住宅であること。
- 2) 建築物の延べ面積は、50平方メートル以上であること。
- 3) 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、10分の40以内であること。
- 4) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、10分の7以内であること。
- 5) 建築物の高さは、次に定めるもの以内であること。
 - ① 高さの限度については、12メートル
 - ② 各部分の高さについては、当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値

- 6) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線までの距離は、2メートル以上とします。ただし、車庫・物置・その他これらに類する用途に供するものは、軒の高さが2.5メートル以下の場合について0.5メートル以上とします。

※住宅着工前に、外壁の後退距離に係る届出書（別添様式第1号）を提出し、
村の確認を受けてください。

- 7) 屋根の雪等が敷地外に落下しないこと。

12. 土地の管理

契約した土地は、所有権移転前は村の管理とし、所有権移転後は譲受人の管理とします。住宅着工前であっても、周辺の環境に配慮し、定期的に草を刈るなどの環境美化に努めてください。

11. 5) 建築物の高さ(隣地境界線に対してのみ)

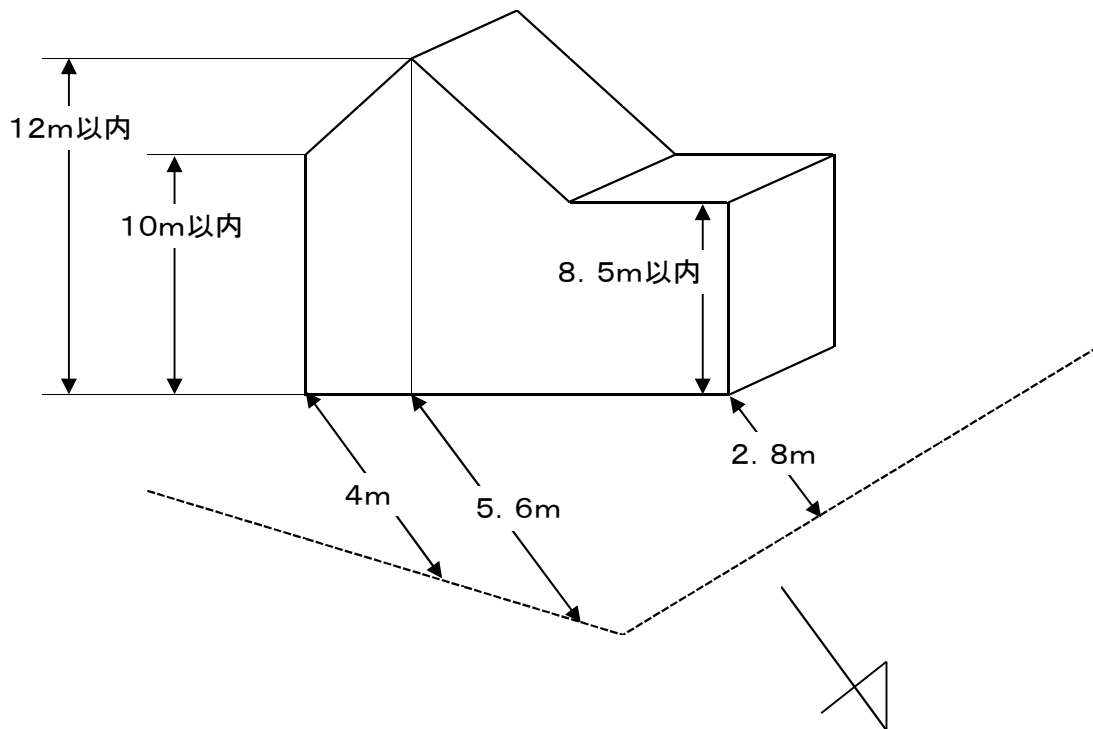
①当該部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値を限度とする。

②ただし、高さの限度については12メートルとする。

例) $2.8\text{m} \times 1.25 + 5\text{m} = 8.5\text{m}$

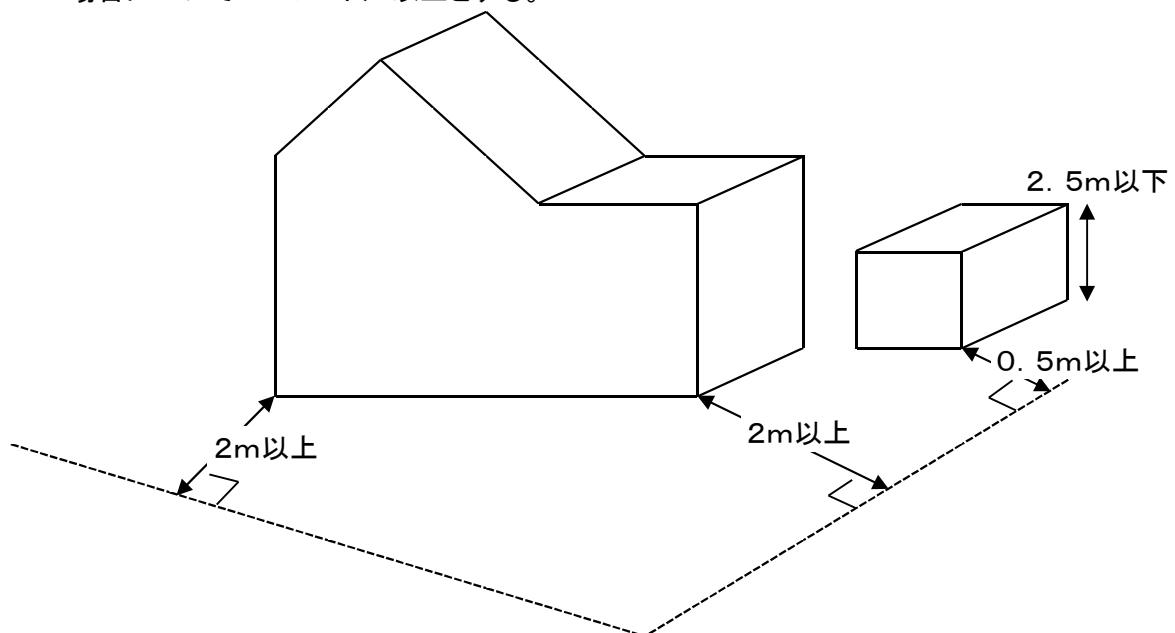
例) $4\text{m} \times 1.25 + 5\text{m} = 10\text{m}$

例) $5.6\text{m} \times 1.25 + 5\text{m} = 12\text{m}$



11. 6) 外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線までの距離は、2メートル以上とする。

ただし、車庫・物置・その他これらに類する用途に供するものは、軒の高さが2.5メートル以下の場合について0.5メートル以上とする。



花園プラムタウン分譲価格表

一般住宅地

	No.	番地	区分	面積(m ²)	㎡単価(円)	価格(円)	参 考	
							面積(坪)	坪単価(円)
2025 (第一期)分譲	1	96-151	角地	495.27	6,100	3,021,000	149.85	20,160
	2	96-152	角地	495.66	6,100	3,023,000	149.97	20,157
	3	96-153	角地	617.58	6,100	3,767,000	186.86	20,159
	5	96-155	角地	522.89	6,100	3,189,000	158.21	20,157
	6	96-156	一般	529.13	5,900	3,121,000	160.09	19,495
	7	96-157	一般	529.12	5,900	3,121,000	160.09	19,495
	8	96-158	一般	529.14	5,900	3,121,000	160.10	19,494
	9	96-159	一般	528.98	5,900	3,120,000	160.05	19,494
	12	96-147	一般	411.00	5,900	2,424,000	124.35	19,493
2026 (第二期)分譲	16	96-140	角地	442.68	6,100	2,700,000	133.94	20,158
	17	96-141	一般	448.76	5,900	2,647,000	135.78	19,495
	18	96-142	角地	442.51	6,100	2,699,000	133.89	20,158
	19	96-143	角地	486.13	6,100	2,965,000	147.08	20,159
	20	96-144	一般	492.53	5,900	2,905,000	149.02	19,494
	21	96-132	角地	404.85	6,100	2,469,000	122.49	20,157
	22	96-133	一般	410.99	5,900	2,424,000	124.35	19,493
	23	96-134	一般	410.79	5,900	2,423,000	124.29	19,495
	24	96-135	角地	404.55	6,100	2,467,000	122.40	20,155
	25	96-136	角地	428.15	6,100	2,611,000	129.54	20,156
	26	96-137	一般	434.59	5,900	2,564,000	131.49	19,500
	27	96-138	一般	434.60	5,900	2,564,000	131.49	19,500
	28	96-139	角地	428.16	6,100	2,611,000	129.54	20,156

(注)角地…敷地が道路2面に隣接している土地

別添様式第 1 号

外壁の後退距離に係る届出書

令和 年 月 日

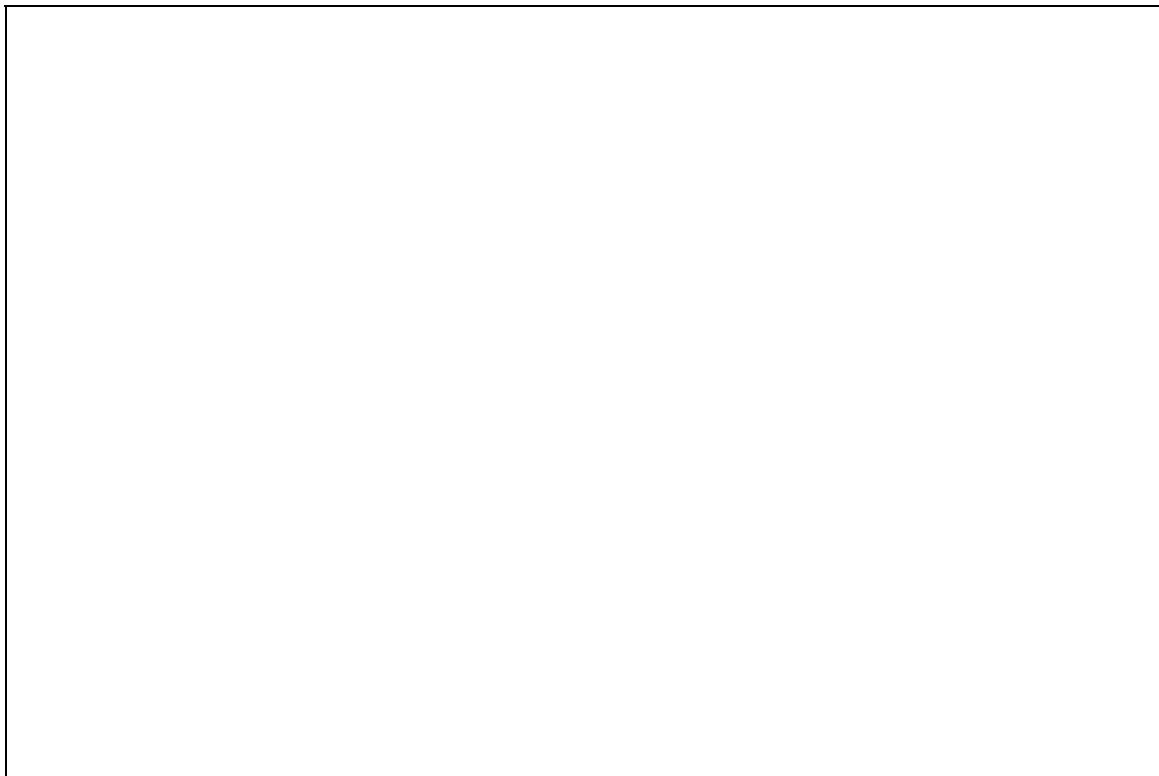
更別村長 西 山 猛 様

所有者 住 所
氏 名

このことについて、下記のとおり住宅の建築を予定しておりますので、届出いたします。

記

住宅配置図記載欄



- 注 1 住宅配置が土地譲渡契約に定める基準を満たしていない場合、買戻しの対象となりますので、ご注意ください。
- 注 2 現地確認を実施いたしますので、遣り方終了後速やかに提出ください。
- 注 3 外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線までの距離が確認できる写真を添付し、撮影箇所を配置図に記載ください。

写真撮影箇所 No.
写真撮影箇所 No.

団 地 名	分 譲 地 譲 受 申 込 書				受 付 印
花園 プラムタウン	所 在 地		河西郡更別村字更別南 1 線 番		※
	画 地 番 号		面 積	m ²	
			価 格	円	

上記分譲地を譲り受けたいので申込みます。
なお、本書に記載した事項はすべて真実であることを誓約します。
万一この誓約に違反した事実があったときは、この申込みを無効とし、もしくは契約を取り消されても異議ありません。

更別村長 様

年 月 日

申 込 者	氏 名	フリガナ			
	自 宅	〒 ー 住 所			
		連絡先 TEL / FAX			
	勤 務 先	会社名 所在地 連絡先			

◇申込者の資格確認となります。以下に○をしてください。

	自己又は 1 親等の親族が居住する住宅を建築するため、土地を必要としている
	所有権移転の日から、7 年以内に住宅を建築完了することができる
	売買代金を確実に支払うことができる
契約予定日	

◇居住予定の方について記載ください。

居住予定人数	人
--------	---

※共有名義の場合は、申込者欄に連名でご記載ください。
※申込み状況は、随時、村ホームページに掲載いたしますので、確認ください。

